

**雇用の維持や事業の継続、生活に困っている方などに関する  
国及び兵庫県の主な支援（令和2年4月13日現在）**

●は、国の緊急経済対策（4月7日）の内容（補正予算成立が前提のものを含む）  
→ 緊急経済対策を踏まえた県補正予算案の編成について、検討中

**【1 雇用の維持、就職支援、職務環境の改善等】**

事業概要	問い合わせ先		
<p>●雇用調整助成金の特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成率の引き上げ               <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">中小企業 2/3 → 4/5 (解雇を行わなかった場合 9/10)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">大企業 1/2 → 2/3 (解雇を行わなかった場合 3/4)</td> </tr> </table> </li> <li>・雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象</li> <li>・生産指標(売上高等)の確認を10%以上から5%以上低下に緩和</li> <li>・支給迅速化のための事務処理体制の強化、手続きの簡素化等</li> </ul>	中小企業 2/3 → 4/5 (解雇を行わなかった場合 9/10)	大企業 1/2 → 2/3 (解雇を行わなかった場合 3/4)	<p>兵庫労働局 ハローワーク 助成金デスク (078-221-5440)</p>
中小企業 2/3 → 4/5 (解雇を行わなかった場合 9/10)			
大企業 1/2 → 2/3 (解雇を行わなかった場合 3/4)			
<p>●内定取消者に対する特別相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;内定が取り消されてしまいそうなとき&gt; 内定取消の回避に向けた、企業への働きかけ</li> <li>&lt;内定が取り消されてしまったとき&gt; 早期に新たな就職先を決定できるよう、きめ細かに支援</li> <li>&lt;就職活動に自信・意欲をなくしてしまったとき&gt; 臨床心理士などの支援により心理的なサポートや再度の就職活動に向け、丁寧に支援</li> </ul> </li> </ul>	<p>神戸新卒応援 ハローワーク (078-361-1151)</p>		
<p>●求職者支援訓練の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険を受給できない求職者を対象とする求職者支援訓練等の拡充（対象者数の拡充等）</li> </ul>	<p>兵庫労働局 職業安定部 訓練室 (078-367-0801)</p>		
<p>●外国人労働者に係る相談支援体制等の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワークにおける専門相談員等の配置（40人）</li> <li>・雇用に関する最新の情報を簡単な日本語のほか、英語や中国語、ベトナム語など合わせて14か国語で、インターネットを通じて発信等</li> </ul>	<p>兵庫労働局 雇用環境・均等部 企画課 (078-367-0700)</p>		
<p>●特別休暇制度の導入支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に令和元年度の受付を終了していた時間外労働等改善助成金（職場意識改善コース）について、特例コースを時限的に設置 [対象事業主]新型コロナウイルス感染症として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備する中小企業事業主 [対象の取組]就業規則の作成・変更、労務管理用機器の導入等 [事業期間]R2.2.17～5.31 [補助率]3/4               <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5</td> </tr> </table> </li> <li>[補助上限額]50万円</li> </ul>	事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5	<p>兵庫労働局 雇用環境・均等部 企画課 (078-367-0700)</p>	
事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5			

<p><b>●テレワークの導入支援</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークの新規導入に取り組む中小企業事業主を支援</p> <p>[対象の取組] ・テレワーク用通信機器の導入・運用  ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等</p> <p>[主な要件] テレワークを実施した労働者が1人以上いること</p> <p>[事業期間] R2.2.17～5.31</p> <p>[補助率] 1/2(補助上限額：100万円)</p>	<p>テレワーク相談センター (0120-91-6479)</p>
--	---------------------------------------

【2 事業継続のための資金繰り支援等】

事業概要・問い合わせ先

○経営円滑化貸付の拡充

区分	通常	新型コロナウイルス対策貸付	新型コロナウイルス危機対応貸付	
対象者	<p>県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で次に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最近3か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している者</li> </ul>	<p>新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている県内の中小企業者等で次に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%（※1）以上減少している者</li> <li>・業歴3か月以上1年1か月未満の場合は直近1か月の売上高等が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、5%（※1）以上減少している者等</li> </ul>	<p>新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている県内の中小企業者等で次に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて15%以上減少している者</li> <li>・業歴3か月以上1年1か月未満の場合は直近1か月の売上高等が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、15%以上減少している者等</li> </ul>	
信用保証	一般保証	一般保証 セーフティネット保証4号・5号	危機関連保証	
資金使途	運転資金	運転資金・設備資金	同左	
利率等	貸付利率	0.80%		同左
	保証料率	1.15%		
	貸付利率+保証料率	1.95%		
貸付限度額	1企業・1組合 1億円	1企業・1組合 2億8,000万円	左記とは別枠で 1企業・1組合 2億8,000万円	
融資期間 (据置期間)	10年以内 (2年以内)	同左		
申込期間	通年	R2.2.25～6.30	R2.3.16～R3.1.31	

※1 セーフティネット保証5号を利用する場合。セーフティネット保証4号を利用する場合は20%

※2 セーフティネット保証4号・5号を利用した場合（一般保証を利用する場合は第5区分で1.15%）

[問い合わせ先]兵庫県産業労働部地域金融室(078-362-3321)

○借換等貸付の拡充		
区 分	通常	新型コロナウイルス対策
対象者	県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で次に該当する者 ・ 県制度融資等の借入残高がある者	新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている県内の中小企業者等で次に該当する者 ・ 県制度融資等の借入残高がある者  ・ 最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%(*1)以上減少している者 ・ 業歴3か月以上1年1か月未満の場合、直近1か月の売上高等が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して5%(*1)以上減少している者等
資金使途	既往借入金の返済資金 (ただし、既往借入の当初借入額を上限に追加融資も可)	同左
利率等	貸付利率	1.50%
	保証料率	0.90%
	貸付利率+保証料率	2.40%
貸付限度額	1企業・1組合 1億円	1企業・1組合 2億8,000万円
融資期間(据置期間)	10年以内(1年以内)	同左
申込期間	通年	R2.3.16~6.30

[問い合わせ先] 兵庫県産業労働部地域金融室(078-362-3321)

○経営活性化資金の拡充		
区 分	通常	新型コロナウイルス対策
対象者	次の①から③の全てに該当する中小企業者 ①県内で1年以上同一事業を営む者 ②取扱金融機関と1年以上の与信取引がある者 ③税務署の受付印のある直近期の決算書の提出が可能な者等	左記に該当する者のうち、新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受け、次に該当する者 ・ 最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%(*1)以上減少している者
信用保証	義務(一般保証に限定)	義務(セーフティネット保証を対象に追加)
資金使途	設備資金・運転資金	運転資金
貸付利率	金融機関所定金利	同左
貸付限度額	設備 5,000万円、運転 3,000万円	運転 5,000万円
融資期間(据置期間)	設備 5年以内(6か月以内) 運転 3年以内(なし)	10年以内(1年以内)
申込期間	通年	R2.3.16~6.30
取扱金融機関	兵庫県信用保証協会と本資金に係る覚書を締結している金融機関	同左

[問い合わせ先] 兵庫県産業労働部地域金融室(078-362-3321)

事業概要	問い合わせ先
<p>●信用保証付き融資における保証料・利子減免</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも、①実質無利子、②無担保、③据置最大5年、④保証料減免の融資を拡大</li> </ul> <p>[対象要件]セーフティネット4号、5号、危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 個人事業主 (事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る) <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 売上高等前年同月比▲5%以上減少で、保証料ゼロ+金利ゼロ</li> </ul> </li> <li>イ 小・中規模事業者 (ア除く) <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 売上高等前年同月比▲5%以上減少で、保証料1/2</li> <li>売上高等前年同月比▲15%以上減少で、保証料ゼロ+金利ゼロ</li> </ul> </li> </ul> <p>[融資上限]3,000万円  [担保]無担保  [据置期間]5年以内  [金利補給期間]当初3年間、4年目以降は制度融資所定金利  [既往債務の借換]信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能</p>	<p>経済産業省  中小企業 金融・給付金相談窓口  (03-3501-1544)</p>

●政府系融資における無利子・無担保融資

日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」や商工中金による「危機対応融資」等に、特別利子補給制度を併用することで、実質的な無利子化を実現

①日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」

[融資対象]新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、ア又はイのいずれかに該当する者

ア 最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した者

イ 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）

など、前年(前々年)同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している者

a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む)の平均売上高

b R1.12月の売上高

c R1.10月～12月の売上高平均額

※個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応

[資金用途] 運転資金、設備資金

[担保] 無担保

[貸付期間] 設備 20年以内、運転 15年以内

うち据置期間 5年以内

[融資限度額(別枠)] 中小事業 3億円、国民事業 6,000万円

[金利] 当初3年間基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

[利下げ限度額] 中小事業 1億円、国民事業 3,000万円

※ 金利は R2.4.1 時点、貸付期間 5年、信用力や担保の有無に関わらず一律

日本政策金融公庫  
事業資金相談  
ダイヤル  
(0120-154-505)

※土日の場合  
中小事業  
(0120-112-476)  
国民事業  
(0120-327-790)

## ②商工中金「危機対応融資」

[融資対象] 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、ア又はイのいずれかに該当する者  
ア 最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した者

イ 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大している企業(ベンチャー・スタートアップ企業を含む)など、前年(前々年)同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している者

a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む)の平均売上高

b R1.12月の売上高

c R1.10月～12月の売上高平均額

[資金使途] 運転資金、設備資金

[担保] 無担保

[貸付期間] 設備 20年以内、運転 15年以内

うち据置期間 5年以内

[融資限度額] 3億円

[金利] 当初3年間基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利1.11%→0.21%(利下げ限度額:1億円)

※ R2.4.1時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無に関わらず一律

## ③小規模事業者経営改善資金融資(通称:マル経)の金利引き下げ

[融資対象] 最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者

[資金使途] 運転資金、設備資金

[融資限度額] 別枠1,000万円

[金利] 経営改善利率1.21%(R2.4.1時点)より当初3年間、▲0.9%引下げ

## ④特別利子補給制度

①～③の借入を行った者のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施

(公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象)

[適用対象] ・個人事業主(事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る):要件なし

・小規模事業者(法人事業者):売上高▲15%減少

・中小企業者(上記を除く事業者):売上高▲20%減少

[補給期間] 借入後当初3年間

[補給対象上限] ・①③ 中小事業1億円、国民事業3,000万円

・② 1億円

※ 利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

商工組合中央金庫相談窓口  
(0120-542-711)

日本政策金融公庫の本支店、または、最寄りの商工会・商工会議所

中小企業 金融・給付金相談窓口  
(03-3501-1544)

●生活衛生関係営業者、医療・福祉事業者への資金繰り対策

- 生活衛生関係営業者の資金繰り支援のため、既往債務の借換を含め、日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」等による無利子・無担保貸付を実施

[問い合わせ先] 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル(0120-154-505)

※土日の場合 中小事業(0120-112-476)国民事業(0120-327-790)

- 医療・福祉事業者の資金繰り支援のため、福祉医療機構による無利子・無担保等の危機対応融資を拡充

<福祉貸付事業（経営資金）>

償還期間 (据置期間)	10年以内 (5年以内)
貸付利率	当初5年間 3,000万円まで無利子 3,000万円超の部分は0.2% 6年目以降 0.2%
貸付金の限度額 (無担保貸付)	なし (6,000万円)

<医療貸付事業（長期運転資金）>

区分	融資条件		
	病院	老健・介護医療院	診療所・助産所 医療従事者養成施設 指定訪問看護事業
償還期間 (据置期間)	10年以内 (5年以内)		
貸付利率	当初5年間 1億円まで無利子 1億円超の部分は0.2% 6年目以降 0.2%		
貸付金の限度額 (無担保貸付)	7.2億円 (3億円)	1億円 (1億円)	4,000万円 (4,000万円)

[問い合わせ先]福祉医療機構大阪支店 福祉審査課(06-6252-0216)

医療審査課(06-6252-0219)



●農林漁業者向け融資の実質無利子・無担保化等の資金繰り支援の  
 拡充

・貸付利子の5年間実質無利子化

〔農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、  
 経営体育成強化資金、農業近代化資金、漁業近代化資金〕

※ 林業者は、貸付当初10年無利子化

※ 漁業近代化資金は、5号資金(種苗・育成費)に限る。

・農業信用基金協会等による債務保証の当初5年間の保証料免除

〔農業近代化資金、漁業近代化資金、その他民間資金〕

※ 民間資金は、林業者等・漁業者向けに限る。

・農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額引き上げ

〔[拡充前] 600万円または年間経費等の6/12〕

〔[拡充後] 1,200万円または年間経費等の12/12〕

・実質無担保化

〔ア 農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、  
 経営体育成強化資金 → 実質無担保等での貸付〕

〔イ 農業近代化資金、漁業近代化資金、その他民間資金  
 → 農業信用基金協会等の実質無担保等での債務保証  
 引き受け〕

※ 民間資金は、林業者等・漁業者向けに限る。

農林漁業セーフティ  
 ネット資金、  
 スーパーL資金、  
 経営体育成強化  
 資金

↓

日本政策金融  
 公庫  
 事業資金相談  
 ダイヤル  
 (0120-154-505)

農業近代化資金  
 漁業近代化資金

↓

農協、信用農協  
 連合会、農林中  
 金、銀行、信用金  
 庫、信用組合で  
 融資を取り扱い

【3 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援】

事業概要	問い合わせ先								
<p>●<b>持続化給付金（仮称）の創設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付対象者 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等</li> <li>・給付要件 売上げが前年同月比で50%以上減少</li> <li>・給付額 前年の総売上 － 前年同月比▲50%月の売上×12か月</li> <li>・給付上限額 法人：200万円、個人事業者等：100万円</li> </ul>	<p>中小企業庁 金融・給付金 相談窓口 (03-3501-1544)</p>								
<p>●<b>中小企業生産性革命推進事業の特別枠創設</b></p> <p>【①ものづくり補助金：補助率を1/2から2/3へ引上げ】 中小企業等が感染症の影響を乗り越えるための、新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援</p> <p>【②持続化補助金：補助上限を50万円から100万円へ引上げ】 小規模事業者等が感染症の影響を乗り越えるために、経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援</p> <p>【③IT導入補助金：補助率を1/2から2/3へ引上げ】 中小企業等が感染症の影響を乗り越えるためのハードウェア（PC、タブレット端末等）のレンタル等も含め、ITツール導入を支援</p> <p>※申請要件 補助対象経費の1/6以上が、以下の要件に合致する投資であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サプライチェーンの毀損への対応</li> <li>・非対面型ビジネスモデルへの転換</li> <li>・テレワーク環境の整備</li> </ul>	<p>① ものづくり補助金事務局 (050-8880-4053)</p> <p>② 全国商工会連合会 (03-6670-2540) 日本商工会議所 (03-6447-2389)</p> <p>③ (一社)サービスデザイン推進協議会 (0570-666-424)</p>								
<p>●<b>経営資源引き継ぎ・事業再編支援事業</b></p> <p>【①経営資源引き継ぎ補助金】</p> <table border="1" data-bbox="204 1294 911 1597"> <thead> <tr> <th>補助対象</th> <th>補助率</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;買い手&gt; 専門家への報酬 (仲介手数料等)</td> <td rowspan="2">2/3</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>&lt;売り手&gt; 専門家への報酬 +既存事業の廃業費用</td> <td>650万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【②「プッシュ型」の第三者承継支援】 新型コロナウイルスの影響を受け、事業引継ぎ支援センターへ相談に来ることが困難な事業者や、第三者承継に関心のある者に対するM&amp;A出張相談等を通じた、「プッシュ型」の第三者承継支援を実施</p> <p>【③中小企業経営力強化支援ファンド】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業況が悪化した地域の核となる事業者が、倒産・廃業することがないように、官民連携の新たな全国ファンドを創設し、再生と第三者承継の両面から支援</li> <li>・事業引継ぎ支援センターと連携し、経営力の強化とその後の成長をサポート</li> </ul>	補助対象	補助率	補助上限額	<買い手> 専門家への報酬 (仲介手数料等)	2/3	200万円	<売り手> 専門家への報酬 +既存事業の廃業費用	650万円	<p>中小企業庁 事業環境部 財務課 (03-3501-5803)</p>
補助対象	補助率	補助上限額							
<買い手> 専門家への報酬 (仲介手数料等)	2/3	200万円							
<売り手> 専門家への報酬 +既存事業の廃業費用		650万円							

**○中小企業のための特別相談窓口の設置**

新型コロナウイルス感染症の影響が中小企業に広く及ぶなか、事業者の課題に応じた経営全般に関する相談に対応  
(事業・人材・労務・財務・資金繰り等)

**【ひょうご・神戸経営相談センター】**

(公財) ひょうご産業活性化センター 経営相談窓口	平日	9:00~17:00
兵庫県よろず支援拠点	平日	9:00~17:00
	土日祝日	9:00~17:00
神戸商工会議所中央支部	平日	9:00~17:15

(公財) ひょうご産業  
活性化センター経営  
相談窓口

(078-977-9079)

兵庫県よろず支援拠点

平日

(078-977-9085)

土日祝日

(080-1400-9153)

神戸商工会議所

中央支部

(078-367-3838)

#### 【4 生活に困っている世帯や個人への支給】

事業概要	問い合わせ先										
<p><b>●生活支援臨時給付金（仮称）</b>  休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対して、生活維持のために臨時の支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付対象 世帯主の月間収入(本年2月～6月)の任意の月が、 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 新型コロナウイルス感染症発生前に比べて減少し、かつ年間ベースに引き直すと住民税非課税水準(※)となる低所得世帯 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 申請・審査手続きの簡便化のため、世帯主(給与所得者)の月間収入が下記の基準額以下であれば、級地区分にかかわらず、住民税非課税水準であるとみなす。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="504 633 892 860"> <thead> <tr> <th>扶養親族及び同一生計配偶者</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし(単身世帯)</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>(4人目以降は、基準額を1人あたり5万円加算)</li> </ul> </li> <li>ii 新型コロナウイルス感染症発生前に比べて大幅に減少(半減以上)し、かつ年間ベースに引き直すと住民税非課税水準の2倍以下となる世帯等</li> </ul> </li> <li>・給付額 1世帯あたり30万円</li> <li>・申請方法 収入状況を証する書類等を付して、市町に申請(可能な限り簡便な手続きを検討中)</li> <li>・給付方法 原則として、本人名義の銀行口座へ振り込み</li> <li>・給付開始日 市区町村において決定(迅速な給付を目指す)</li> </ul>	扶養親族及び同一生計配偶者	基準額	なし(単身世帯)	10万円	1人	15万円	2人	20万円	3人	25万円	<p>総務省  生活支援臨時給付金コールセンター  (03-5638-5855)</p>
扶養親族及び同一生計配偶者	基準額										
なし(単身世帯)	10万円										
1人	15万円										
2人	20万円										
3人	25万円										
<p><b>●子育て世代への臨時特別給付金</b>  児童手当(本則給付)を受給する世帯(0歳～中学生のいる世帯)に対し、臨時特別の給付金(一時金)を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給額 対象児童一人あたり1万円を上乗せ</li> </ul>	<p>各市町</p>										
<p><b>○生活福祉資金特例貸付</b>  <b>①緊急小口資金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 県内に居住し、新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大</li> <li>※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減収があれば、休業状態になくても、対象となる。</li> </ul> </li> <li>・限度額 10万円以内。ただし、学校等の休業、個人事業主等の特例の場合は20万円以内。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大</li> </ul> </li> <li>・貸付利率 無利子</li> <li>・保証人 不要</li> <li>・償還期限 据置期間(1年以内)終了後、2年以内 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 従来の据置期間2か月以内、償還期限1年以内とする取扱を拡大</li> </ul> </li> </ul>	<p>(申込・個別相談)  各市町の社会福祉協議会</p> <p>(制度内容問合せ)  厚生労働省  個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター  (0120-46-1999)</p> <p>兵庫県  健康福祉部  地域福祉課  (078-362-3181)</p>										

<p><b>②総合支援資金（生活支援費）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大</li> <li>※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となる。</li> </ul> </li> <li>・限度額 単身世帯：月額 15 万円以内 複数世帯：月額 20 万円以内</li> <li>・貸付期間 原則 3 か月以内</li> <li>・貸付利率 連帯保証人の有無にかかわらず、貸付利率は無利子 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年 1.5%とする取扱を緩和</li> </ul> </li> <li>・償還期限等 据置期間：1 年以内、償還期限：10 年以内 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 従来の据置期間 6 か月以内とする取扱を拡大</li> </ul> </li> </ul>	
<p><b>○解雇・離職者に対する県営住宅の提供</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大等の影響に伴う解雇や離職により住宅を失った方を対象に、入居要件を緩和し、抽選によらず、県営住宅を提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供戸数 300 戸（状況によって追加）</li> <li>・入居期間 原則 1 年以内（延長可）</li> </ul>	<p>兵庫県 県土整備部 住宅管理課 (078-230-8470)</p>
<p><b>●住居確保給付金の支給対象見直し</b></p> <p>収入減少により離職や廃業には至っていないが住居を失うおそれが生じている者に対して支給できるよう要件を拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給対象 ①離職・廃業後 2 年以内の者 (新)②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・都合によらないで減少している者[R2. 4. 20~]</li> <li>・支給要件 収入が、市町民均等割が非課税となる収入額の 1/12 + 家賃額を超えないこと 等</li> <li>・支給期間 原則 3 ヶ月</li> <li>・支給額 単身世帯最大 40,000 円（神戸市の場合）</li> </ul>	<p>(市) 各市の自立支援相談機関窓口 (町) 企業組合労協センター事業団 香美町、新温泉町 (0796-34-6333) その他の町 (079-224-2188)</p>

【5 税制措置】

事業概要	問い合わせ先
<p>○個人県民税・事業税の申告期限の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告期限が R2. 3. 16 であるものについて、R2. 4. 16 まで延長</li> <li>・R2. 4. 17 以降においても、期限までに申告することができないと認められる場合には、申請により期限を延長することができる。</li> </ul>	各県税事務所の納税相談室
<p>○法人県民税・事業税の申告納付期限の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告・納付することができないと認められる場合には、申請により期限を延長することができる。</li> </ul>	各県税事務所の納税相談室
<p>○県税における猶予制度</p> <p>①徴収の猶予</p> <p>新型コロナウイルス感染症に納税者（家族を含む）が罹患した場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、徴収を猶予</p> <p><u>（ケース 1）災害により財産に相当な損失が生じた場合</u>          新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合</p> <p><u>（ケース 2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合</u>          納税者本人又は生計を同じにする家族が病気にかかった場合</p> <p><u>（ケース 3）事業を廃止し、又は休止した場合</u>          納税者が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合</p> <p><u>（ケース 4）事業に著しい損失を受けた場合</u>          納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ さらに、国の緊急経済対策において、収入が大幅に減少（前年同期比概ね 20%以上の減少）した場合、国税・地方税ともに、無担保かつ延滞金なしで 1 年間、徴収猶予できる特例を設定</p> </div> <p>②換価の猶予</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、県税を一時に納付することができない場合、申請により換価を猶予</p>	各県税事務所の収税担当課
<p>●中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減</p> <p>厳しい経営環境にある(※)中小事業者等に対して、令和 3 年度課税の 1 年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を 1/2 またはゼロとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ R2. 2 月～10 月の任意の 3 ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30%以上 50%未満減少している者 1/2</li> <li>・ 50%以上減少している者 ゼロ</li> </ul> </div>	各市町の税に関する窓口

<p>●生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の延長・拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を追加</li> <li>・生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限を2年延長</li> </ul>	<p>各市町の税に関する窓口</p>														
<p>●自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長 → R3.3.31までに取得したものが対象</li> </ul>	<p>(自動車税) 神戸・姫路県税事務所自動車税資料課 (078-647-9161) (079-281-9160) (軽自動車税) 神戸県税事務所軽自動車税審査課 (078-822-6050)</p>														
<p>●欠損金の繰越による還付の特例</p> <p>中小企業(資本金1億円以下の法人)に認められている青色欠損金の繰戻し還付について、いわゆる中堅企業(資本金1億円超10億円以下の法人)にも適用 (R2.2.1~R4.1.31までの間に終了する事業年度に生じた欠損金に適用)</p>	<p>お住まいの市町を管轄する税務署</p>														
<p>●テレワーク等のための中小企業の設備投資税制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 認定を受けた中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画に記載された次の設備</li> </ul>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>生産性向上設備</th> <th>収益力強化設備</th> <th>(新) デジタル化設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要件</td> <td>生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備</td> <td>投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備</td> <td>遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備</td> </tr> <tr> <td>対象設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械装置</li> <li>・測定工具及び検査工具</li> <li>・器具備品</li> <li>・建物附属設備</li> <li>・ソフトウェア</li> </ul> <p>(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの)</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械装置</li> <li>・工具</li> <li>・器具備品</li> <li>・建物附属設備</li> <li>・ソフトウェア</li> </ul> </td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>	類型	生産性向上設備	収益力強化設備	(新) デジタル化設備	要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備	対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械装置</li> <li>・測定工具及び検査工具</li> <li>・器具備品</li> <li>・建物附属設備</li> <li>・ソフトウェア</li> </ul> <p>(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械装置</li> <li>・工具</li> <li>・器具備品</li> <li>・建物附属設備</li> <li>・ソフトウェア</li> </ul>	同左			
類型	生産性向上設備	収益力強化設備	(新) デジタル化設備												
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備												
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械装置</li> <li>・測定工具及び検査工具</li> <li>・器具備品</li> <li>・建物附属設備</li> <li>・ソフトウェア</li> </ul> <p>(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械装置</li> <li>・工具</li> <li>・器具備品</li> <li>・建物附属設備</li> <li>・ソフトウェア</li> </ul>	同左												
<p>[お問い合わせ先]お住まいの市町を管轄する税務署</p>															

<p>●中止等されたイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用</p> <p>文化芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 不特定かつ多数の者を対象とするイベントであって、R2.2.1～R3.1.31までに日本国内で開催する予定だったものであり、かつ、現に中止等されたもの</li> <li>・控除上限額 20万円</li> </ul>	<p>お住まいの市町を管轄する税務署</p>
<p>●住宅ローン控除の適用要件の弾力化</p> <p>①需要変動平準化のための住宅ローン控除の特例の適用</p> <p>住宅ローンを借りて新築や所得、増改築等を行った住宅にR2.12末までに入居できなかった場合でも、以下の要件を満たす場合には、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響によって新築住宅、建売住宅、中古住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと</li> <li>・一定の期日(※)までに、新築、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等に係る契約を行っていること</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">〔 ※新築：R2.9月末まで 建売住宅・中古住宅の取得、増改築等：R2.11月末まで 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R3.12月末までの間に上記住宅に入居していること</li> </ul> <p>② 中古住宅取得から6か月以内の入居を求める要件</p> <p>住宅ローンを借りて取得した中古住宅について、その取得の日から入居までに6ヵ月超の期間が経過していた場合でも、次に掲げる要件を満たす場合には、住宅ローン控除を適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取得後に増改築等を行った中古住宅への入居が、新型コロナウイルス感染症の影響によって遅れたこと</li> <li>・増改築等の契約が、中古住宅取得の日から5ヵ月後まで又は特例法施行の日の2ヵ月後までに行われていること</li> <li>・増改築等の終了後6ヵ月以内に、当該住宅に入居していること</li> </ul> <p>※ 住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除</p>	<p>お住まいの市町を管轄する税務署</p> <p>各市町の税に関する窓口</p>



<p><b>●耐震基準不適合既存住宅を耐震改修した場合の特例措置の適用要件の弾力化</b></p> <p>特例対象住宅の取得日から6月以内に居住の用に供することができない場合でも、次に掲げる要件を満たすときは特例措置を適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響によって、居住の用に供することとなった日が取得の日から6月を経過する日後となったこと</li> <li>・耐震改修に係る工事の請負契約を、取得の日から5月を経過する日又は法律の施行日から2月を経過する日のいずれか遅い日までに締結していること</li> <li>・耐震改修に係る工事の終了後6月以内に、当該住宅を居住の用に供すること</li> </ul> <p>※ R3年度末入居分までの特例措置</p>	<p>各県税事務所の不動産取得税担当課</p>
--	-------------------------